

会 議 録

1 会議名

平成29年度 第5回和田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

（1）地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて（公開）

（2）自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について（公開）

3 開催日時

平成29年11月9日（木） 午後6時28分から午後8時33分まで

4 開催場所

ラーバンセンター 第2・3研修室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：水澤俊彦（会長）、橋本 勲（副会長）、秋山澄子、泉 幸雄、市橋邦夫、
岩澤 弘、植木泰行、笠原完治、高橋善昭、土屋史郎、前川正治

・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、槇島係長、小林主事

8 発言の内容

【槇島係長】

・有坂委員、小林委員、平原委員を除く11名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第8条第1項の規定により、議長は水澤会長が務めることを報告

【水澤会長】

・会議の開会を宣言

・会議録の確認：秋山委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

—地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて—

【水澤会長】

次第3議題(1)「地域活動支援事業募集要項及び審査採択の基本的なルールについて」に入る。事務局に説明を求める。

【榎島係長】

資料No.1により説明。

【水澤会長】

事務局の説明について、質疑を求めるがなし。

2ページの「3. 制度上の制約があるもの」については、理解を得たと判断する。

1ページ「1. 募集要項について」のNo.1「現状で良いと思う。」は良いという意見なので、No.2「募集期間を縮め審査採択を早める」に関して。

【土屋委員】

これは、もっと早く執行できないかということ。5月8日までの募集期間は長すぎるのではないか。事業がある程度定着し、提案を考える人は次年度も事業があることは分かっていると思う。5月8日まで延々と募集すると審査が5月下旬になり、予算がつくのが結局6月になる。だから、審査を早めて早く予算を使えるようにしたらどうか。

【水澤会長】

土屋委員の説明について、意見を求める。

【泉委員】

今の意見は十分に理解できる。

行政の単年度予算の関係で、3月の募集が可能か。

【榎島係長】

募集は予算成立後の4月1日から。これより早めることはできない。

ただ、3月1日から準備できるような工夫をセンターでは行う。

土屋委員の提案は、4月7日などに1回目の締切りを設ければ、4月20日頃採択し、5月初めには事業開始できる。予算が余ったら二次募集することをあらかじめ案内しておけば、準備に時間がかかる団体はそちらに応募できるような配慮だと理解している。

【水澤会長】

泉委員、よろしいか。

他に意見を求める。

【前川委員】

土屋委員が言われるように、これまで提案してきた団体やグループは中身が分かるから早目に準備できることは理解できるが、新たに提案するグループはいろいろな時間がかかる気がする。それを考えると、私は今までどおりがよいと思う。

【水澤会長】

募集開始日の4月1日は変えられない。土屋委員は締切りを少し早めて、団体の活動が早くスタートできれば、ということだと思う。

【秋山委員】

4月1日から5月8日は、全市の期間か、和田区だけか。

【榎島係長】

募集期間は、地域協議会が決める。今年度、当センター担当の高田区と金谷区は4月28日まで、三郷区と和田区は5月8日まで。

【水澤会長】

地域協議会が募集期間を決められる。

【笠原委員】

早く決めれば年度末まで時間があるという気持ちは分かるが、強い意見はない。

【泉委員】

事務局の説明も土屋委員の意見も、十分に分かる。ただ提案者は年度事業として提案しており、4月に行う事業はそれほど集中するとは思わない。4月中旬までとするよりも4月いっぱい、今までより若干前倒ししたくらいでよいのではないか。

【水澤会長】

この件については、昨年も話が出たと思う。

和田区は事業提案が少ないので、決めた方は計画し、早めに出す準備をしていると思う。本来は、もっと事業提案があるとありがたい。それには時間も必要。

事業については、3月から地域の皆さんに事前告知するので、早めの事業提案もできると思う。募集を締め切り、それから審査採択する時期もある。

【高橋委員】

いろいろ考えると、募集期間は現状どおりでよいと思う。

【岩澤委員】

予算枠が決まっており、今年度のように一次募集で予算が余った場合に二次募集になると思う。昨年度のように、一次募集で予算を超えた場合に「二次募集についても明記する」という点が少し心配。

5月8日まで募集し、我々はすぐに審査する。予算に余裕があればすぐに二次募集できるので、現状維持でと。

少しでもこれを利用してほしいという目的があると思うので、1か月前から相談を受けるといことPRをもっとしっかりしてもらえれば、計画される方も多いと思う。

【水澤会長】

他に意見を求めるがなし。

これらの意見を一つずつ採決することを諮り、委員全員の了承を得る。

No.2「募集期間を縮め審査採択を早める」意見について、募集期間を変更するかどうか採決し、変更することに賛成3名、反対7名により、変更しないことに決する。

No.3「複数年度をかけて行う事業」について、提案者に説明を求める。

【橋本副会長】

単年度事業が多いが、中には2年3年と複数年のものが出てきているし、今後もある可能性がある。

複数年にわたることは、提案の受付段階ではっきりすると思うので、2年3年の

予定、見込み、予算を示してもらおうと、私どもは大変審査しやすい。

和田区の予算も限られているので、大きなものが次年度、次々年度に出てくる見込みも立てられる。

【水澤会長】

橋本副会長の説明について、質疑、意見を求める。

今までの複数年度事業は、町内会長会からのLED事業か。事務局に確認を求める。

【榎島係長】

最近では、町内会長会が安心安全確保事業で防犯灯LED化を2か年度に分け、半分ずつ提案されたものがこれに当たると思う。

【水澤会長】

当地域協議会では、この事業一件。

意見を求める。

【岩澤委員】

今年度提案された、和田区の歴史を作る事業は複数年度に渡ると思う。そのようにある程度分かるなら、この意見のように出してもらうのも一つの案。

結果的には毎年審査するのだが、進み具合が分かればどのくらいの全体事業費がかかるかということも見えると思う。

【水澤会長】

複数年度に渡る事業も、年度ごとに計画があり提案されていると思う。

単年度で完結できる事業とできない事業があり、計画を立てる団体がそれを理解して提案していると、私は理解している。

複数年度の事業を計画しても事業提案ができるよう、募集要項に明記するということか。

【橋本副会長】

募集要項1ページ目の最後に「平成30年3月31日までに事業を完了し、実績報告書を提出」とある。これは単年度の場合だが、複数年度に渡る場合ならこの辺りに一文入れるようになると思う。表現はいろいろあるが、そこに「複数年度のも

のについては」、「単年度で終了しないものについては」と。記載する場所はここにこだわらないが、募集要項に効果的に入れてもらえばよい。

趣旨はそのようなこと、そこにこだわった方がよいということからの意見。

【泉委員】

この事業は常に単年度事業であり、2年かかろうと3年かかろうと提案は1年間の事業費でしかなく、翌年度分はまた改めて提案することになる。だから、複数年度に渡る事業について募集要項に記載することは、実際と合わないのではないか。

【植木委員】

町内会長会の防犯灯LED化事業については、当初単年度で全てLED化という内容で出されたが、他の事業や予算枠の関係がありこちらで2年に分けた。この事業のため他の事業が採択できないということで、2年に分割するというのが委員で協議した結果だったと思う。

予算枠を超える事業なら、当然単年度では評価できない。それ以外はどうか。複数年に渡り計画する事業は、複数年度に渡って提案していくスタイルになると思う。一つの事業だが、単年度で予算をクリアできないものは、当然翌年度に渡り継続していくというような方向を見るしか仕方がない。

【橋本副会長】

基本的には事業は単年度となっており一般的には単年度で終わるものがほとんどだが、募集要項で複数年度に渡ってもよいということが分かれば、応募する方の予定も立つのではないか。

そのような意味合いのことを募集要項に入れた方がよいと思う。

地域協議会としても、複数年度の事業内容が分かれば次年度出てくるもののが予想がつくし、チェックの仕方も変わってくるという気がしたので、そのような要素を含めてもらえばよいと。

【榎島係長】

橋本副会長に確認したい。その上で共通認識を持ちたい。

LED化は、1年目に300灯、2年目に残りの300灯、計600灯を複数年度で実施した。仮に歴史を作る会が、1年目にここまで進め、2年目に原稿を書き

上げ、3年目に印刷して一つの事業を終えたとする。これらの事業は、複数年度に渡る事業。

同じイベントを、今年、来年、再来年と毎年開く事業は、複数年度に渡る事業には当たらない。

橋本副会長の提案はこれでよいか。

【橋本副会長】

そのとおり。

LED化事業は、初めから予定が決まっていたものを2年越しに。和田区の歴史事業は2年になるのか3年になるのか。ただ今は単年度の分しか出ていないと思う。

何でもそうだと思うが事業を計画する時には、2年かかるのか3年かかるのか見込みをつけて事業計画を出すのが通常ではないかと。

ただ、審査対象は単年度に対してであり、それが70万円、60万円になるという話はしてもらえらると思う。この募集要項は単年度になっており、それはそのとおりだと思うし、予算も単年度予算。

私の意見はそのことではなく、提案団体が3年計画のものも対象にできるということが分かるように、そのような道を開いておいた方がよいのではないかとということ。

【笠原委員】

複数年度に渡る事業を提案し、「今年はこれだけお願いしたい、来年はこれだけかかります」と言っても、単年度の審査だから来年分を優先できるものではない。

これが優先されるのなら提案者はかなり頑張るだろうが、単年度の審査だから、全く担保できない。

橋本副会長の意見のうち、見通しを見て進捗状況を確認したいという気持ちは分からないでもないが、それは実績報告書の中でよいと思う。

複数年度に渡る事業を提案する人を勇気づけるような担保を出すわけではない、実績報告書があるのだからそれでよいと思う。

【水澤会長】

当然、実績報告書で確認できる。

地域活動支援事業がずっと続くかどうかということもある。また、610万円の予算が次年度は下がるかもしれないし、0円になる可能性もある。単年度決算だから、翌年度に同じようにそれがあるという話ではないので、やはり単年度できちんとすべき。

計画する方は、補助金がもらえるから計画するのかどうか、補助金がなくても行すべき事業は行っていくはずだと思う。補助金があったら助かるという方、補助金のおかげで何かをしようという方もいると思う。

橋本副会長はいろいろ考え、この意見を提案された。募集要項にどう書くかということもあるのだが。

【橋本副会長】

笠原委員と水澤会長の話は分かる。

ただ、例えば3年計画で300万円が必要な事業で、今年度は単年度60万円の内容で審査が通り補助金が出るとする。極端な話だが、次年度は資金の当てがなくなっような事態が起こったら、他に資金を探さなくてはならない。

初めから資金がなくなる予定で計画を立てるわけではないので、単年度で中断してまとまるならよいが、そうでない場合にどうするのかという心配が残る。心配する必要はなければそれでよいが。

【前川委員】

我々が考える必要は全くないと思う。

【橋本副会長】

もちろんそのとおり。

ただ、歴史を作る会のような事業が今年だけで補助が終わってしまったら、後はどうするか、中途半端で終わってはまずい。そういうことなら、複数年度に渡る計画は受けない方がよいということにもなる。

そのような意味でも。

【水澤会長】

逆に言えば、単年度で完結する事業がベストだと思う。長きに渡り補助金を当てにした事業計画を立てたとしても、それを担保できるものでもない。そのような意

味でも、複数年度に渡る計画を出してよいと書いてしまうと。

【橋本副会長】

書かない方がよいと。

【水澤会長】

地域活動支援事業がずっと続くとは限らない。

【橋本副会長】

せっかく計画されたのだから、最初にチェックを受ける時に2～3年間の計画を出しておいたらどうですか、とするのでどうか。

【水澤会長】

長年に渡る事業を保障するわけにはいかない、単年度で完結させ翌年度にまた提案することも可能。

いろいろ意見が出て、橋本副会長の気持ちも十分に伝わったと思う。ただ採決が必要。

No.3「複数年度をかけて行う事業」の意見を改正案に反映することについて採決し、賛成1名、反対9名により、反映しないことに決する。

No.4「目的を明確にするため」という意見について、橋本副会長に説明を求める。

【橋本副会長】

基本審査で大変重要な部分なので、「地域の活力を向上するために」という表現を「地域の活力向上を目的として」と、ストレートに書いたらよいということ。

【水澤会長】

橋本副会長からの提案は、この目的の部分でよいか。

【橋本副会長】

そのとおり。

「地域の活力を向上するため」はストレートではない言い回し。「活力向上を目的として」とはっきり言った方がよいということ。

【水澤会長】

橋本副会長の説明に質疑、意見を求める。

「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力向上を目的とし

て」と文言を替えたらという意見。

【橋本副会長】

「向上させるために」なども。その方が、流れがスムーズというだけ。

【高橋委員】

どちらでも同じ意味合い、どちらがよいか判断がつかない。とりあえずこのまま
でよい。

【水澤会長】

変えてもよいと。

【高橋委員】

皆さんが変えた方がよいなら。

【橋本副会長】

「目的」をそこに浮き出させたのは、募集要綱3ページの審査基準に「地域活動
支援事業の目的と合致しているか」とあるので、「目的」という文言を強調した方が
よいと。流れの問題。そんなに頭を悩ませずに。

【水澤会長】

ここに「地域活動支援事業の目的」として、箇条書きで書いてあれば目的が明確
になるが、目的自体が書かれていない。

【橋本副会長】

「地域の活力を向上するために」、意味合いとしては分かるが、一方で審査基準に
「地域活動支援事業の目的と合致しているか」とある。

「地域の活力を向上するために」でもなんとなく分かるが、私はピンとこないと
思っただけ。

【水澤会長】

募集要項のこの文言は、当初事務局が作ったか。

【榎島係長】

市の要項に記載された言葉を使用している。

意味が変わらなければ、多少の文言修正は可能。

【水澤会長】

各区地域協議会は全てこの文言を使用しているか。

【榎島係長】

28区全て同じかは確認していないが、募集要項には目的は必ず記載されている。

【水澤会長】

ルールや募集要項を変更するかしないか、意見をいただいているので検討していただかなければいけない。言い回しだと思うが。

橋本副会長、「活力向上を目的として」と変更したらということによいか。

【橋本副会長】

そのとおり。言葉の流れとして良い。

【水澤会長】

文言を別に考えてほしいということではなく、「向上するため」を「向上を目的として」と。

【橋本副会長】

そのとおり。

基本審査に「目的」という言葉が出てくるので。

【水澤会長】

その文章中に「目的」を入れた方がよいと。

【橋本副会長】

そのような意味。今までどおりによいか、その委員の考えもある。

あまり悩まず決めてほしい。

【水澤会長】

他に質疑を求めるがなし。

採決を行う。

No.4「目的を明確にするため」の意見を改正案に反映することについて採決し、賛成1名、反対8名により、反映しないことに決する。

No.5「地域の実情や住民要望が分かるように」という意見について、橋本副会長に説明を求める。

【橋本副会長】

審査項目の必要性の一つ目に「地域の実情や住民要望に対応したものか」とある。我々は提案書を、受付時ではなく審査時に読む。審査をしていると、要望書があればそれが添付されているかどうか、と思ひ浮かぶ。

そういう意味で、住民要望があるなら添付されていることが分かればよいということ。

提案書受付の時に、これらがついているかをチェックしてもらおうとありがたい。

【水澤会長】

今、橋本副会長からの説明は、審査基準の審査項目②必要性の一番上、「地域の実情や住民要望に対応したものか。」どうかに対しての採点。

【橋本副会長】

これを見て我々は採点する。

【水澤会長】

この文言を替えたらということか。

【橋本副会長】

個々の案件で違うが、要望書が添付されていたり、「要望書あり」とされていたりすれば、審査しやすいということ。

【水澤会長】

理解いただけたか。

【泉委員】

理解できない。

私も過去に提案したことがある。私は、提案するということは、地域の実情と住民の意見の反映だと思っている。個人が勝手に提案することはないと思っているので、その必要はないのではないか。

私は、常に地域住民の意見が提案書に反映されていると思っている。あらためて要望書等については、必要ないと思う。誰も、個人では提案していないと思う。

【土屋委員】

泉委員が言われるとおり、住民からの要望で提案されるので、あえてそこまで必要ないと思う。

【橋本副会長】

これは地域協議会委員、審査する立場からの意見。

いろいろな提案があるが、地域で要望した覚えはないというような話がある。提案は地域要望に対応したものだと思うが、そのように違った話もあるので、そのような意味で要望書があればよいと。

当然、提案者は地域の実情や住民要望をある程度把握しているとは思いますが、その住民からそうではないという意見も聞こえてくることがあるので、審査する方からすればそのようなものがあれば、非常に審査しやすいと。

【水澤会長】

今は、提案書に要望書が添付されていなければならないわけではない。

【橋本副会長】

ない。

【水澤会長】

だから必要性のうち、「住民要望に対応したものか」は、提案書で判断してもらえない。

【笠原委員】

募集要項には、提案できる人の定義があり、5人以上で構成されていなければ提案できないとある。単独では絶対にできない。

5人以上というのは小さな町内のことを思っている人数だと思う。そのように定められているのだから、必要ない気がする。

【水澤会長】

住民要望という形になるということ。

【笠原委員】

そのとおり。そのまま住民要望になると思う。

【橋本副会長】

その辺りの判断。そのような意思をもって集まった人たちだから、当然そのように理解していると思うが。

【笠原委員】

民意が反映されたものと我々は受け取っている。

【水澤会長】

審査の基準だから。

【橋本副会長】

我々には分からないので、当然提案者に話を聞く。疑うつもりもないが、一方でそのような話が聞こえてくることもあるから。

という意味で、要望書添付という決まりがあればよい。

【市橋委員】

言いたいことは分かるが、今までの提案を見ると、勝手に提案しているようなものはない。町内会長や交通安全協会会長が説明に来ているということは、多くの皆さんからそうしてほしいという意見が出てきているからであり、要望書添付は必要ないと思う。

【水澤会長】

審査項目の「必要性」では、「地域の実情や住民要望に対応したものかどうか」判断する。

これについて橋本副会長は、それが分かるよう提案書に記載するか、要望書の写しを提案書に添付すると。

【橋本副会長】

それがあれば、非常に点数が付けやすいということ。

【水澤会長】

橋本副会長の意見は、審査基準の「必要性」の一項目に関連し、地域要望について提案書に記載するか要望書の写しを添付するということでよいか。

【橋本副会長】

そのとおり。

【水澤会長】

これを採決することを諮り、委員全員の下承を得る。

No.5「地域の実情や住民要望が分かるように」の意見を改正案に反映することについて採決し、賛成1名、反対9名により、反映しないことに決する。

「1. 募集要項について」を終了する。

「2. 審査採択の基本的なルールについて」のNo.1は、「現状で良いと思う。」「現行ルールで可。」なので、No.2『『適合しない』、『該当しない』』とした委員は、可能なら参考に理由を説明する。」に関し、橋本副会長に説明を求める。

【橋本副会長】

基本審査で「適合しない」とした場合は、次に進まずその理由を記載する。「適合する」とした場合は、次の優先採択審査に進む。ここで過半数の委員が「該当しない」とした場合は「その他の事業」になる。

「その他の事業」になると、点数が高くても、それより点数が低い優先採択事業より順位が下になり、配分される予算が不利になるというカラクリになっている。

そのような例は今までないと思うが、例えばそうなった場合に順位が後になり、予算配分も少なくなるので、優先採択事業に「該当しない」とした委員から、理由を聞いた方がよいのではと。

これは提案者にとっても大事なような気がする。基本審査と同じく、理由があれば聞きたいということ。

【水澤会長】

基本審査で「適合しない」とした委員は、審査・採点シートにその理由を記載し、次へ進まない。優先採択事業に該当するか判断する際は、募集要項2ページ目の優先採択事業に該当するかを判断すればよい。

【橋本副会長】

ここに5項目ある。

【水澤会長】

いや。

「和田区の採択方針」に優先して採択する事業として、「新幹線開業に伴うまちづくり」から7項目ある。これに該当するかを委員が判断する。

しない理由は、これに該当していないから。それであれば、それが理由だと思う。過半数が「該当しない」とした場合に優先採択事業にはならない。

優先採択事業に「該当する」とした委員、「該当しない」とした委員の数は、審査

採択の最後に集計結果が出るか。

【榎島係長】

- ・ 審査採点の流れを確認する
- ・ 最初の提案者説明、質疑、審査・採点シートへ記入、審査・採点シート提出
- ・ 次の提案者説明、質疑、審査・採点シートへ記入、審査・採点シート提出
- ・ 全ての提案事業が終了後、集計結果をスクリーン投影
- ・ 事業ごとに、基本審査結果、優先採択審査結果、点数が表示
- ・ 橋本副会長から提案された理由説明のタイミングは、このスクリーン投影時
- ・ 「該当しない」「適合しない」が一覧で示されるのはこのタイミング

【水澤会長】

基本審査で「適合しない」とした場合は、シートに理由を記載する。

優先採択審査では、募集要項の「優先して採択する事業」に該当するかをその場で判断し、過半数が「該当しない」となれば「その他の事業」になる。そうならないとしても、「該当しない」とした委員に理由を聞けば「これに該当しなかったから」と言うと思う。

いかがか。

【橋本副会長】

資料No.2 右ページ上に参考として、提案事業の順位確定イメージがある。基本審査と優先採択審査を通ったものが6位まで。過半数が優先採択事業に「該当しない」と判断した7位の事業は50点だが、30点の6位より順位は下になる。

基本審査は通り、優先採択事業には当たらないという結果が出た時に、どのような理由で「該当しない」としたのか分かっていた方がよいのではないかと、ということ。

【水澤会長】

基本審査は通ったが優先採択事業ではない7位の事業は、順位としては7位になる。6位は30点でも優先採択事業、その下になってしまう。

施設整備は優先採択事業ではないという判断で、これでよいと思う。

【橋本副会長】

順位は、そのようになると思う。

予算額が補助希望額より多ければよいが、少ない時は補助額を減額しなければならないので、優先採択事業ではないという判断が出るか出ないかで、大きな違いが出てくるだろう。

そのような部分でも、知っておく必要があると思う。

【市橋委員】

資料No.3の審査・採点シートには、基本審査に「適合しない」場合は理由を記載する。そして、優先採択審査で「該当しない」とした委員は採点に進まない。

【水澤会長】

基本審査で「適合しない」とした場合は、採点しない。

ただ、和田区の優先採択事業ではない施設整備の事業も受付できるので、これは優先採択審査を通るものより順位が下にというルール。

【市橋委員】

基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点しない。

【水澤会長】

基本審査で。

【市橋委員】

基本審査もそうだが。

【岩澤委員】

優先採択審査で「該当しない」とした場合は、採点する。

【泉委員】

「該当しない」のに採点するのはおかしい。

【市橋委員】

私もそう思う。

【水澤会長】

優先採択事業でなくても、補助金の交付はできる。ただ、優先採択事業の順位が上になるというのがルール。募集要項に「優先して採択する事業」が示されているので、提案者もこれを元に提案してくると思う。

基本審査に合致していなければ採点しないが、優先採択事業でなくても採点は行う。優先採択事業かどうかは、皆さんが判断して採点するのがルール。

【橋本副会長】

優先採択事業ではないという委員が1人2人ならよいが、過半数の時は優先採択事業ではなくなり「その他の事業」になる。

「その他の事業」は、補助金を受けられないということではないのか。

【水澤会長】

そうではない。

【橋本副会長】

予算オーバーの状況にもよるが。

基本審査は通り、採点もその点数でも、7項目の優先採択事業に該当しない時に、どの部分に該当しないのかということを知っていた方がよいということ。

基本審査に「適合しない」時は、その理由を記載するようになっているので、優先採択審査についても「該当しない」ことがあるのではないかと。

【水澤会長】

今年、地域活動支援事業の審査で、優先採択事業に該当していないとした委員はいるか。

【泉委員】

私は、該当しないとした事業があった。

これは、十数人いる委員の個人の意見であり、多様性があるわけだからそれぞれでよい。

そのような意見を聴取するということは、該当するとした人が採点で5点付けた理由は何か、ということになると思う。

それぞれ自分のことに対して責任を持って審査してください、というのなら、それぞれ皆さんの意見を付記して審査しないといけない。駄目だと言う人だけに理由を説明しなさいということにはならないと思う。

【水澤会長】

採点の点数や、該当する、しないという判断は、個人の考え方もある。間違っ

捉える方もいるかもしれない。

でもそれが過半数になれば、地域協議会全体が間違っているということにはならないと思う。優先して採択する事業か問われ、皆さんが判断した結果「該当しない」が過半数の事業は、やはり優先採択事業ではないという判断。

【橋本副会長】

それはそうだが、過半数になった時に「なぜですか」と。

【水澤会長】

過半数になったときとは。

【橋本副会長】

もう、優先採択事業ではないわけである。しかし基本審査は通ってきている。

【水澤会長】

基本審査と優先採択事業は違うものと判断していただかないと。

基本的に私たちが作ったこの採択方針で、7項目を優先採択事業とうたっている
ので、これに該当するかしないかと。

【笠原委員】

採点でものを決めるということは、それで決定した以上、なぜ反対したのかと言
っても仕方がない。採点主義に反する。

この場も同じ。会長が採決した時に、なぜ反対したのかと聞くのと一緒に、全く
意味がない。

その人その人の判断を信用しないといけない。なぜ自分と意見が違うのか、聞いて
も参考にならないし聞きたくもない。採点主義とはそのようなものではないか。

【水澤会長】

審査の前に、意見を聞いたり質問をしたりするので、その段階で最終的には決し
なければならない。決した後になぜかというのは。

【笠原委員】

聞いても仕方がないと思う。

【橋本副会長】

そうであれば、優先採択審査に該当する、しないということは別に聞かなくても

よいのではないか。なぜここで聞くのか。

【笠原委員】

その事業を受け付けるかどうかの入口審査であり、やはり要と思う。基準になる。

【橋本副会長】

入口審査は受付の段階ということだろう。

【笠原委員】

と同時に、提案者もこのガイドラインに従っている。それは大事なことだと思う。

【橋本副会長】

大事なことだが、該当する、しないという理由を聞いても仕方がないなら、別に該当する、しないという選択項目は必要ないのではないか。

【笠原委員】

該当しないとされた人は、この7項目から外れていると考えたのだと思う。

【橋本副会長】

それはそれでよい。結果として、過半数にならなければ、「優先採択事業ではない」とは判断が出ないのだから。

だから理由を聞く必要もないということは分かるが、そうなら、基本審査が終わり点数を付ける。そこで該当する、しないという項目は、1人2人該当しないという人がいたとしても、理由は聞く必要はないでしょう。

【笠原委員】

今まで聞いていないから。

【橋本副会長】

聞いたところで点数が出ているわけだし。

そうであれば、この項目自体。

基本審査は大事。だけど優先採択事業に該当する、しないというのは、そこに1人2人該当しないという人がいたところで、基本的には該当するのだから、結果として配分に変更はない。

【水澤会長】

たぶん、橋本副会長は少し勘違いされている。

この「1. 審査の基本的なルール」についての(5)の「③優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記1.(4)で算出した得点の高い事業順に並べる。」、ここに影響が出てくる。

【橋本副会長】

影響が出てくる。

その結果の表が資料No.2にある。

【水澤会長】

そのとおり。7項目の優先採択事業がまず上に行く。それ以外の事業でも提案は受け付けるし、基本審査が通れば。

【泉委員】

不採択にしてもよいではないか。過半数が駄目だと言うなら不採択にすればよい。他の地域協議会では不採択がたくさんある。基本審査を通ったから採択しなければならないというルールはどこにもない。

【橋本副会長】

だから、笠原委員の意見もあるが、理由を聞く必要もないのではないかということ。

【水澤会長】

不採択になった時に、その理由をみんなに聞いていたら大変なことになるので、それも必要ない。駄目と言えば駄目。

良いか悪いか、採点が高いか低いか、これは個々の委員の判断。

最終的には多数決で、結果には順位がつくので、優先採択審査でなぜ「該当する」なのか、なぜ「該当しない」なのかということは、聞くべきではないと思う。

【橋本副会長】

同時に、該当する、しないの項目がなぜ必要か。

【水澤会長】

和田区のルールづくりの中で、何を優先するかということを決めた。

【橋本副会長】

それがこの7項目。

【水澤会長】

それにきちんと該当すれば、優先採択事業と判断する。

それ以外の提案事業も当然あり、受付するし基本審査も通る。ただ、優先採択事業との順位をはっきり分けるためのルール。

【橋本副会長】

そこで過半数にならないければ、結果としては何も変わらない。

過半数になると「その他の事業」になるが、過半数にならないければ「その他の事業」にはならない。

【水澤会長】

もちろん「優先採択事業」として扱う。

【橋本副会長】

優先採択事業ではない、とならなければ。

だからここで該当する、しないを、やはり聞く必要はある。

【泉委員】

不採択だと思ったのだから、よいではないか。その委員が不採択だと思い、適合しないと思った、でよいではないか。

この課題にマッチしないと思ったから×をつけたのであり、適合していると思った人は○をつけるのだから、それぞれの委員の考えでよいのではないか。

わざわざ、あなたはなぜ×にしたのかとはならないと思う。

【橋本副会長】

それは分かる。

だから、この該当する、しないは、ここで聞く必要もないのではと。

【岩澤委員】

それは必要だと思う。

優先採択事業は、7項目に当てはまるかどうかの問題。それに当てはまらなければ、「該当しない」にチェックをするが、その次の採点では点数を付けられる。

その結果、優先採択事業よりはランクが下がり、評価が下がるのだから、事業が

多く競争率が高い場合は予算配分が少なくなる、という考え方でよいのではないか。

【橋本副会長】

だから該当する、しないのチェックは必要だということか。

【岩澤委員】

そのとおり。

理由は関係ないと思う。

【植木委員】

優先採択事業を優先したいと和田区の目玉にしているのだから、優先採択事業に該当しないと判断した場合は、おそらく委員は採点で低い点数に思うと思う。

だから、満点の半分まで低い点数にはならなくとも、順位は下の方に行くと思うので、特に問題はないのではないか。

【岩澤委員】

該当しないとしたから、点数が低いということはないと思う。点数の差はあまり出ないと思う。

ある審査項目に関しては、非常に良いとして点数を上げる場合もある。極端に点数が上がることはないと思うが、多少は上がる可能性はあると思う。

【秋山委員】

これは無記名審査だから、誰が「該当する」「しない」としたか分からないので、聞いても無駄だと思う。

【橋本副会長】

今、いろいろ意見を聞き、あまり意味がないことがよく分かった。

優先採択審査は、前からあったか。

【水澤会長】

あった。

【橋本副会長】

これは取り下げてよいか。

【水澤会長】

橋本副会長からの、意見取り下げの申し出について諮り、委員全員の了承を得る。

【榎島係長】

採択方針と優先採択事業について、説明したい。

- ・採択方針は、各区の地域課題に応じて優先採択事業を示すもの
- ・和田区に課題があった時、それを解決する事業を募集するという流れができる
- ・一つの課題を解決するために、次年度はそれ一つだけを優先採択することも可
- ・このように地域課題につながる提案の募集と採択のために採択方針を定める
- ・今年度の課題解決のために来年度の採択方針を変える議論も可

【水澤会長】

説明のとおり、我々委員が審査採択のルールを決め、採択方針や募集要項も毎年変更できる。

今回事前に意見を伺ったところ、橋本副会長ほかからいろいろ意見を提出いただいた。提出されなかった方は、このままでよいという判断だと思うが、もう一度ここで話し合いながら、採択方針、優先採択事業などの見直しも必要と考える。

今回は橋本副会長から多く意見をいただいた。今の件の見直しはしないことになったが、考えられることがあれば発言を。

今回、来年度の募集要項、ルールはここで決めておく必要がある。

No.3「配点を5点満点から3点満点に」という意見について、橋本副会長に説明を求める。

【橋本副会長】

共通審査の配点は、去年も議題に上がっていたと思う。

公益性や必要性を5点法で採点しているが、これは3点法でよいのではないか、という提案。5点のうち4点と2点は、一見非常にきめ細かく便利という意見もあったようだが、これは便利どころか、私が審査する時にはかえってじゃまになる。だから、3点満点にと。

実際問題、4点と2点をどのような判断で付けばよいか迷うことがとても多い。判断しづらいから、3点満点にと。そうしても結果的にあまり変わらないのではないか。

例えば5件の提案事業があったとして、順位はそんなに変わってこないのではな

いかと。採点する側のわがままな部分もあるが、点数を付けやすいことから提案した。

【水澤会長】

橋本副会長の説明について、意見を求める。

【土屋委員】

今年は現行ルールでよいと書いたが、昨年私がこの3点法を提案した。議論の結果現状のままになってしまったが、私も橋本副会長と同感。

【橋本副会長】

5点法の方がよいという意見があれば、聞きたい。

【岩澤委員】

私は5点法、現状どおりに賛成。3点法だと「良い」「悪い」「どちらでもない」としか取れない。事業の数が多い場合、点数が微妙に変わるのはやはり5点。

昔、人事で人を選ぶ場合にやはり5点法で選んでいた。良い方だと、極端に良いわけではないと4点、悪いが極端に悪いわけではないと2点としていた。

確かに5点法だと迷う面が多く、3点法なら普通より悪ければ1、良ければ3とできるが、あまりにも極端すぎる気がするので、やはり5点が良い。

点数の付け方として、3点法は楽でよいが、5点法の方は微妙に点数が違うところがよいのではないかと。難しいけれどよいと。

【高橋委員】

私も5点の方がよいと思う。

審査項目の必要性に、審査の視点が4つある。それをそれぞれ考えると、2や4があった方が自分の気持ちにより近い採点ができると思う。

【前川委員】

私も、2と4が一番重視している点数、現行どおりで。

自分で、①から⑤の審査項目を一つひとつチェックしながら採点すると、2件見比べた時に、ちょっと足りない時によいのは1点差。だから現行の5点法だと思っている。

【秋山委員】

現行の5点満点がよい。細部に点数差が出て順位も付けやすくなる。

【泉委員】

どちらでもよい。駄目なら駄目で0点、3点法なら3で付ければよい、どちらでもよい。

【水澤会長】

0点はない。

【泉委員】

適合しなければ0点。

【橋本委員】

5点法だと、4点か5点かで非常に迷う。審査の視点が4つや3つなので、おまけして5、引っかかるから3、ととても迷う。迷うということは、そこがいい加減になっている気がする。

それならば、「良い」「普通」「ちょっとまずい」の3つが大変分かりやすい。自分も分かりやすいし、結果も大きく差が出ることもない気がする。

結果が変わらないなら、中途半端な加点をするよりは3点法がよいと考え提案した。

【笠原委員】

1年目は、5点満点はややこしいと思っていたが、審査の視点を見るとこれを点数にするのは大変なこと。

前川委員が言われたように、2点と4点は重要だと思う。14人の多面的な意見を反映できるのは5点法しかない。「良い」「悪い」「普通」では、この審査の視点に含まれた意味を点数にすることはできない。

審査書類を前もって渡されるので、自分で十分できる。是非2点と4点の価値を自分でもかみしめてもらいたい。その方がトータルして、いろいろな意見を聞くことができると思う。

【水澤会長】

私もその辺がトータルの点数に出てくると思う。

【市橋委員】

私は最初から現状で良いという考え、特にない。

【水澤会長】

No.3「配点を5点満点から3点満点に」という意見を改正案に反映することについて採決し、賛成2名、反対8名により、反映しないことに決する。

「1. 募集要項について」と「2. 審査採択の基本的なルールについて」、全て意見交換できた。

結論は現状でよいという形になった。募集要項、審査・採択の基本的なルールは、現状どおりで次年度も進めていくことを確認し、委員全員の了承を得る。

—自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について—

【水澤会長】

次第3議題(2)「自主的審議事項 雪を生かした地域づくりの推進について」に入る。

前回会議の発言概要を資料No.2に整理した。本日は、時間の関係で審議は行わず、資料配布のみとする。特に、資料No.2の2ページ目からの「2. 議論の方向性」について再度確認し、次回以降の議論に生かしていただきたい。

—事務連絡—

【水澤会長】

事務局に事務連絡を求める。

【佐藤センター長】

- ・ 次回協議会：後日日程調整
- ・ 配布資料

中郷区地域協議会意見書（写し）

高田区地域協議会意見書（写し）

地域教育往来

【水澤会長】

高田区の「上越地域医療センター病院の改築について」の意見書を読んだ。これは高田区に設置されている施設なので、高田区地域協議会が審議し意見書を出すことができるということ。

ある人から、和田区地域協議会でこのことについて話が出ないのかと聞かれた。先ほどセンターに確認したところ、和田区に設置されている施設ではないものについて、我々が審議し意見書を出すことはできないとのことだった。

仮に和田区に設置されることが決定すれば、それに対していろいろ審議できるが、高田区に設置されている施設の改築だと理解しているので、我々から意見書を出すわけにはいかないということについて理解を。

和田地区町内会長会やいろいろな団体は、いろいろな働きかけをしているが、それはそれ。理解を。逆に静観していた方がよいこともある。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。